

5 2022(令和4年)



花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

安蒜俊雄

〒271-0046
松戸市西馬橋蔵元町93
Phone: 047(341)8811
Fax: 047(341)8080

ふじ

◆ 5月の税務と労務

- 国 税／4月分源泉所得税の納付 5月10日
- 国 税／3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
5月31日
- 国 税／9月決算法人の中間申告 5月31日
- 国 税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間
申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税／個人事業者の消費税等の中間申告(年3回
の場合) 5月31日
- 国 税／確定申告税額の延納届出による延納税額の
納付 5月31日
- 国 税／特別農業所得者の承認申請 5月16日

5月

(暮月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	・	・	・	・

地方税／自動車税・鉱区税の納付

都道府県の条例で定める日

申請による換価の猶予 国税を一時に納付すると事業の継続又は生活の維持が困難な場合、「申請による換価の猶予」を利用できる場合があります。その国税の納期限から半年以内に所轄税務署長に申請を行い認められると、原則1年間に限り納税が猶予されます。また、その間の延滞税の軽減や、財産の差押えが猶予されます。

ワン
ポイント

法人の税務 トラブル Q & A (役員給与関係)

最近身近になってきた税務トラブルでは、新型コロナウイルス感染症に伴う業績の悪化などによる企業の役員給与に関するものも増えているようです。そこで、役員給与関係で重要な性の高いと思われるものを以下、取り上げてそのポイントを整理してみます。

A **Q1** 1 役員給与の取り扱い

定期同額給与について、役員2人のうち1人は支給し、もう1人は支給しなかつた場合、どうなりますか。

原則として事業年度を通しては、

Q3 A 役員に対する上期の事前確定届出給与200万円は支給したが、下期分は資金繰りの都合で200万円に對して100万円のみ支給した場合に上期分も損金不算入となりますか。

A Q1の回答と同様に役員については各個人別に委任関係があり、債務が確定しているとの立場から支給した役員分については他の役員と関係なく損金とされます。

Q2 届出給与の場合で、1人分は支給しなかつたときは、支給した人の分は損金に算入されますか。

定期同額給与である、支給時期や支給額を事前に届け出る事前確定届出給与であれ、事前に確定していること、その額が実際に支給されていることが必要です。そして、この額は各役員別に具体的に確定していることが前提となっています。

従つて、支給しなかつた役員分についてのみ損金不算入となります。

A 法人税の取扱いでは、年
度の中途中で役員給与を
減額した場合、原則として定期
同額給与に該当せず、損金算入
が認められません。

しかし、貴社の場合は、新型
コロナウイルス感染症に基づく
ことが明らかなので業績悪化改
定事由による改定と考えられま
す。従つて、改定前に定額で支
給した役員給与と改定後に定額
で支給する役員給与は、それぞ
れ定期同額給与に該当し、損金

Q4 定期同額給与について、当社は観光業のため新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けており、営業時間の短縮や従業員の出勤調整をしているところです。未だ見通しの立たない中で特に従業員の雇用や給与を維持するためには、役員給与の減額をするしか方法がなく全役員半額にすることを検討しています。税務上認められますか。

A 損金の判断は、事業年度を単位として判断することになりますから、下期分はもちろん、上期分も損金不算入となります。

A 役員に支払う35万円のうち、社会通念上の見舞金として相当とされる部分の金額は福利厚生費として損金に算入できますが、それ以外の部分は役員賞与となり、損金算入にはなりません。

当期のうち70日間D取
が病気で入院する予定で、保険
金は1日5千円で合計35万円に
なります。社内規定では、その
保険金を見舞金として、入院者
に支払うこととされています。
見舞金を全額福利厚生費として

Q 2 役員への見舞金等 自動車運転教習所を営む法人ですが、会社の役員及び従業員全員を対象とした傷害特約付の生命保険に加入しています。

算入されます（令和2年4月国税庁の新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応FAQ参考照）。

の他の経済的な利益を含むものとされています。

具体的には、次に掲げるようなものが入ります。

- (1) 法人が役員等を被保険者及び保険金受取人とする生命保険契約を締結してその保険料の額の全部又は一部を負担した場合におけるその負担した保険料の額に相当する金額
- (2) 役員等に対して物品その他の資産を贈与した場合におけるその資産の価額に相当する金額
- (3) 役員等に対して所有資産を低い価額で譲渡した場合におけるその資産の価額と譲渡価額との差額に相当する金額
- (4) 役員等から高い価額で資産を買い入れた場合におけるその資産の価額と買入価額との差額に相当する金額
- (5) 役員等に対して有する債権を放棄し又は免除した場合におけるその放棄し又は免除した債権の額に相当する金額
- (6) 役員等から債務を無償で引き受けた場合におけるその引き受けた債務の額に相当する金額

(7)

役員等に対してその居住の用に供する土地又は家屋を無償又は低い価額で提供した場合における通常取得すべき賃料の額と実際徴収した賃料の額との差額に相当する金額

(8)

役員等に対して金銭を無償又は通常の利率よりも低い利率で貸し付けた場合における通常取得すべき利率により計算した利息の額と実際に徴収する利息の額との差額に相当する金額

(9)

役員等に対して無償又は低い対価で(7)及び(8)に掲げるものの以外の用役の提供をした場合における通常その用役の対価として収入すべき金額と実際に収入した対価の額との差額に相当する金額

(10)

役員等に対して機密費、接待費、交際費、旅費等の名義で支給したもののうち、その法人の業務のために使用したことなどが明らかでないもの

(11) 役員等のために個人的費用を負担した場合におけるその費用の額に相当する金額

(12) 役員等が社交団体等の会員取扱いは、どうなりますか。

となるため又は会員となつているために要するその社交団

体の入会金、経常会費その他の費用の額に相当する金額なお、今回の質問に関する質問には、国税不服審判所で同内容に類似する裁決として、見舞金等の福利厚生費の規定がある会社を調査し、入院1回当たり5万円が社会通念上相当である金額の上限だとしたものがあり、同様に考へると30万円は役員賞与とする判断になります。

A

①の場合は、業務遂行上の行為によるもので

あるので、その支払った金額は役員の給与とはされず、通常は租税公課等で経理処理されたのち、損金不算入として別表で計算されます。

②の場合は、役員の業務外の行為について、これを負担した場合には役員に対する臨時的な給与となり、事前確定届出給与に該当しないため、役員賞与の損金不算入になります。

③の場合は、従業員の業務外の行為について、これを会社が負担した場合には、従業員に対する賞与となり損金に算入はされますが、給与所得として課税されますので、源泉所得税の精算が必要になります。この点は②も同様です。

Q

3 罰科金の処理

役員及び従業員が行つた次の交通反則金について負担しています。



- ① E役員：積載物重量制限超過(6割超過) 反則金4万円
- ② F役員：業務外の駐車違反 反則金1万8千円
- ③ G従業員：業務外のスピード違反 反則金3万5千円

前記の場合、個々の税務上の取扱いは、どうなりますか。

ゴルフ業界の2025年問題

ゴルフは、屋外で密にならず感染リスクも低いスポーツとしてコロナ禍でも好調で、特に若年層のゴルファーが増加しビギナーズキットの売れ行きがよいことでも人気ぶりを裏付けています。しかし、ここへきて気になるのがゴルフ場の破綻です。例えば香川県内唯一の36ホールのゴルフ場をもつ高松グランドカントリークラブが年間約5万6,000人の来場者があり黒字経営だったにもかかわらず民事再生手続きによる再建を目指すことになったのです。

これはまさに「2025年問題」なのです。2025年問題とは、1947年から1949年までの間に出生した、いわゆる「団塊の世代」のすべての人が75歳を迎えることにより、75歳以上の人口が急増することで起こると予測される一連の問題のことをいいます。昨年、65歳以上の高齢者は29.1%に達し超高齢者社会は避けられず、ゴルファー

のリタイアも比例して増えています。退会者が増えると問題なのは預託金です。

預託金とは、ゴルフ場の会員権の一つの方式を指し、希望するゴルフ場の会員になるため加入するゴルファーが預けるお金です。その預託金を原資にゴルフ場がゴルフ場開発を行います。預託金は基本的に無利子で据え置きの上、10年から20年程度据置期間後、会員が退会の意思を表明した場合に償還されるもので、会員はその要求をすることが可能です。

高松グランドCCの場合、預託金の額は会員1人あたり約250万円で約450億円の負債を抱え償還の目処が立たず民事再生を選択しました。

この2025年問題は様々な業界で今後起きることが予想されますが、ゴルフ業界に限ったことではなく安易に資金を集めたり借入するのではなく、将来のキャッシュフローを見据えた計画をたて、経営努力を惜しまないことが大切です。

働きアリの法則

働きアリの法則とは、北海道の生物学者長谷川英祐教授の研究からわかったことで、「働きアリのうち、よく働く2割のアリが、8割の食料を集めてくる」というものです。人間社会においても同様に「できる人」と「できない人」がいて2割の「できる人」によって組織が支えられているといいます。できる人の習慣を真似ることで全員が生産性を向上させることができないでしょうか。

できる社員の特徴についての考察によれば、①圧倒的に席にいない、②異なる部門、異なる世代の人たちと会話を増やす、③情報ernetの中だけに求めない、ということです。彼らは自分たちに創造力があると思っていないのだそうです。

つまり、自ら取材や資料集めに飛び回り、違う価値観の人と接することでアイデアを出し合い、加工されたネット情報ではなく直接「人」から得る情報を大切にしています。

飲む!? 日焼け止め、着る? 医療機器

紫外線が気になる5月、日焼け止めはかかせません。しかし、汗などで塗り直しが必要で結局日焼けしてしまう。「飲む日焼け止め」のサプリメントは、目元や脣も体の内側からカバーでき画期的です。かるのではなく食べるラー油しかかり、横たわるはずの岩盤浴は天然繊維にプラスが人腹巻や靴下など着る岩盤浴は人ヒットを生むのかもしれません。

ンという天然鉱石の混合体を加工した素材は睡眠中も血流が持続的に良く、深部体温が下がつたままになるところから「睡眠障害に寄与する」という「一般医療機器」として申請し認可を得ました。「着る医療機器」としてのパジャマの誕生です。固定概念にとらわれず顧客の悩みなどから常識破りのアイデアが